

平成十六年厚生労働省令第百五十号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令に基づき、並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）第一条第一項、第二条第一項、附則第二条第一項及び附則第四条第一項の規定（平成十五年法律第百十号）を実施するため、この省令を制定する。

（精神保健判定医名簿に記載すべき事項）

第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 連絡先（電話番号を含む。）

四 精神保健指定医の指定を受けた年月日

五 精神保健指定医の指定を受けている期間

六 令第二条第一項各号のいずれにも該当する者にあっては、同項第二号イ、ロ又はハのいずれに該当するかの別

七 令第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第一項各号のいずれにも該当する者と同等以上の学識経験を有すると認める者にあっては、当該学識経験を有すると認められた理由

八 勤務先の名称

（令第二条第一項の期間及び程度）

第二条 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定める期間は、五年（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第十九条の二第二項の規定により精神保健指定医の職務を停止させていた期間を除く。）とする。

2 令第二条第一号イの厚生労働省令で定める程度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の四月一日前二年以内において、精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を当該精神保健参与員候補者名簿に記載のある者の精神保健福祉士の登録を取り消した場合等の地方裁判所への通知

第六条 厚生労働大臣は、法第十五条第二項の規定に基づき送付した精神保健参与員候補者名簿に記載のある者について、当該精神保健参与員候補者名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉士法第三十二条第一項又は第二項の規定により、精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を当該精神保健参与員候補者名簿を送付した地方裁判所に通知するものとする。（精神保健判定医養成研修等の実施等）

第七条 令第二条第一項第二号イの厚生労働省令で定める研修（以下「精神保健判定医養成研修」という。）及び第三条第一項第二号イの厚生労働省令で定める研修（以下「精神保健参与員候補者養成研修」という。）は、厚生労働大臣が実施するものとする。

3 令第二条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、精神保健審判員として、法第四十条第一項、第五十一条第一項、第五十六条第一項又は第六十一条第一項の裁判をした経験を有することとする。

4 令第二条第一項第二号ハの厚生労働省令で定める程度は、法第六条第二項の規定に基づき精神保健判定医名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、法第三十七条第一項、第五十二条第一項、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を行つた経験を有することとする。

第三条 厚生労働大臣は、法第六条第二項の規定に基づき送付した精神保健判定医名簿に記載のある者について、当該精神保健判定医名簿を送付した年の翌年末日までに、精神保健福祉法第九条の二第一項又は第二項の規定により、精神保健指定医の指定を取り消し、又は精神保健指定医の職務の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を最高裁判所に通知するものとする。（精神保健参与員候補者名簿に記載すべき事項）

第四条 令第三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名
二 生年月日

四 連絡先（電話番号を含む。）
五 精神保健福祉士の登録を受けた年月日
六 精神保健福祉士の登録を受けて相談援助の業務に従事している期間

七 令第三条第一項各号のいずれにも該当する者にあっては、同項第二号イ又はロのいずれに該当するかの別

八 令第三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が同条第一項各号のいずれにも該当する者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認める者にあっては、当該専門的知識及び技術を有するとの認めた理由

（令第三条第一項の期間及び程度）
第五条 令第三条第一項第二号イの厚生労働省令で定める期間は、五年（精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第三十二条第二項の規定により精神保健福祉士の名称の使用を停止されていた期間を除く。）とする。

2 令第三条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める程度は、法第十五条第二項の規定に基づき精神保健参与員候補者名簿を送付する年の一月一日前二年以内において、精神保健参与員として、法第三十六条（法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により審判に閲与した経験を有することとする。（精神保健参与員候補者名簿に記載のある者の精神保健福祉士の登録を取り消した場合等の地方裁判所への通知）

第六条 厚生労働大臣は、法第十五条第二項の規定に基づき送付した精神保健参与員候補者名簿に記載のある者について、当該精神保健参与員候補者名簿を送付した年の翌年の末日までに、精神保健福祉士法第三十二条第一項又は第二項の規定により、精神保健福祉士の登録を取り消し、又は精神保健福祉士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その者の氏名及び処分の年月日を当該精神保健参与員候補者名簿を送付した地方裁判所に通知するものとする。（精神保健判定医養成研修等の実施等）

第七条 令第二条第一項第二号イの厚生労働省令で定める研修（以下「精神保健判定医養成研修」という。）及び第三条第一項第二号イの厚生労働省令で定める研修（以下「精神保健参与員候補者養成研修」という。）は、厚生労働大臣が実施するものとする。

2 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修には、それぞれ、当該各研修の課程を修了したことのない者のための課程（以下「初回研修」という。）及びその他の者のための課程（以下「継続研修」という。）を置くものとする。

3 精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修の初回研修及び継続研修の科目及び時間数は、別表のとおりとする。

4 厚生労働大臣は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を、厚生労働大臣の指定する者（以下「研修実施者」という。）に行わせることができる。

（指定の申請）
第八条 前条第四項の指定は、精神保健判定医養成研修及び精神保健参与員候補者養成研修を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載した申請書類
二 申請者が法人であるときは、収支予算を記載した書類
三 申請者が法人であるときは、定款、寄附行為その他の基本約款
四 研修の実施に関する計画を記載した書類
五 その他指定に関し厚生労働大臣が必要と認める書類

備考 研究は、最新の事例を用いて教授すること。	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する事	三時間
		四時間三十分
		三時間
		四時間三十分